

吸収分割に係る事前開示書類（変更）

2023年5月25日

凸版印刷株式会社

TOPPAN 株式会社

2023年5月25日

吸収分割に係る事前開示書類（変更）

（吸収分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項
吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項）

東京都台東区台東一丁目5番1号
凸版印刷株式会社
代表取締役社長 磨 秀晴

東京都台東区台東一丁目5番1号
TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 齊藤 昌典

凸版印刷株式会社（以下「甲」又は「吸収分割会社」といいます。）及び TOPPAN 株式会社（以下「乙」又は「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年4月27日付で吸収分割契約書を締結し、2023年5月8日付で会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示を行いました。2023年5月8日付「吸収分割に係る事前開示書類」（2023年5月12日付変更後のもの）の「5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項」及び「6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項」記載に変更が生じたので、会社法施行規則第183条第7号及び第192条第8号に基づき、下記のとおり変更後の内容を開示いたします。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙3に記載のとおりです。

(2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙4に記載のとおりです。

以上

別紙 2

吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

2023年3月期

第 1 期 事 業 報 告

TOPPAN 株式会社

事業報告

（ 自 2023年3月1日
至 2023年3月31日 ）

1. 株式会社の状況に関する重要な事項

当社は、親会社である凸版印刷株式会社（以下、「凸版印刷」）が、2023年10月1日付で持株会社へ移行し、凸版印刷が営む一切の事業（ただし、グループ経営管理事業（凸版印刷が株式または持分を保有する会社等の事業活動に対する支配または管理、グループ経営戦略としての新事業開発に必要な業務および凸版印刷を上場会社である持株会社として運営するために必要な業務に係る事業を含みます。）ならびに凸版印刷のDXデザイン事業部が営む事業を除きます。）についての吸収分割を行う予定であることに備え、分割準備会社として設立されました。当事業年度においては、重要な事業活動を行っておりません。

以上

2023年3月期

第 1 期 計 算 書 類

TOPPAN 株式会社

第1期 事業年度に関する計算書類

〔 自 2023年3月1日
至 2023年3月31日 〕

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書

(3) 株主資本等変動計算書

(4) 個別注記表

(1) 貸借対照表
(2023年3月31日現在)

(単位 円)

資産の部		負債の部	
流動資産	40,000,000		
現金及び預金	40,000,000		
		負債合計	0
		純資産の部	
		株主資本	40,000,000
		資本金	40,000,000
		資本剰余金	0
		利益剰余金	0
		純資産合計	40,000,000
資産合計	40,000,000	負債・純資産合計	40,000,000

(2) 損益計算書

〔 自 2023年3月1日
至 2023年3月31日 〕

(単位 円)

売 上 高 価		0
売 上 原 価		0
売 上 総 利 益		0
販売費及び一般管理費		0
営 業 利 益		0
営業外収益		0
営業外費用		0
経 常 利 益		0
特別利益		0
特別損失		0
税引前当期純利益		0
法人税、住民税及び事業税		0
当 期 純 利 益		0

(3) 株主資本等変動計算書

〔 自 2022年3月1日
至 2023年3月31日 〕

(単位 円)

	株 主 資 本						純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
2023年3月1日 残高	0	0	0	0	0	0	0
当期変動額							
新株の発行	40,000,000					40,000,000	40,000,000
当期純利益				0	0	0	0
当期変動額合計	40,000,000	0	0	0	0	40,000,000	40,000,000
当期末残高	40,000,000	0	0	0	0	40,000,000	40,000,000

(4) 個別注記表

1. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類および株式数

普通株式	40,000 株
------	----------

2. その他の注記

当社は、2023年10月1日(予定)を効力発生日として、親会社である凸版印刷株式会社(以下、「凸版印刷」)が営む一切の事業(ただし、グループ経営管理事業(凸版印刷が株式または持分を保有する会社等の事業活動に対する支配または管理、グループ経営戦略としての新事業開発に必要な業務および凸版印刷を上場会社である持株会社として運営するために必要な業務に係る事業を含みます。)ならびに凸版印刷のDXデザイン事業部が営む事業を除きます。)に関して有する権利義務の一部を承継する吸収分割に係る吸収分割契約(以下、「TOPPAN 吸収分割契約」)を2023年4月27日に凸版印刷との間で締結いたしました。TOPPAN 吸収分割契約において、当社は、当該吸収分割により承継する権利義務の対価として当社普通株式242,877,000株を凸版印刷に対して交付し、当該吸収分割により当社の資本金は4億6000万円増加するものとされております。

当該吸収分割は、2023年6月29日開催予定の凸版印刷の第177回定時株主総会において、TOPPAN 吸収分割契約の承認に係る議案および凸版印刷の商号をTOPPANホールディングス株式会社に変更することに係る議案が承認可決されることならびに必要な応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件として実施する予定です。

別紙 3

吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

2023年3月期

第177期 事業報告

凸版印刷株式会社

第 177 期 事 業 年 度（自 2022年4月1日

至 2023年3月31日）に関する事業報告

1. トップングループの現況
2. 当社の現況
3. 内部統制システム構築の基本方針
4. 会社の支配に関する基本方針

1. トップグループの現況

① トップグループの事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されるなど、持ち直しの動きがみられた一方、ウクライナ侵攻の長期化に伴うサプライチェーンの混乱や資源価格の高騰、急激な為替変動など、先行き不透明な状況が続きました。

トップグループを取り巻く環境におきましては、情報媒体のデジタルシフトによるペーパーメディアの需要減少のほか、原材料の供給面での制約や価格高騰など厳しい経営環境が続きましたが、生活様式の変化に伴うデジタル需要の増加や地球環境に対する意識の高まりなど、新たな需要が見込まれています。

このような環境のなかでトップグループは、「Digital & Sustainable Transformation」をキーコンセプトに、社会やお客さま、トップグループのビジネスを、デジタルを起点として変革させる「DX (Digital Transformation)」と、事業を通じた社会的課題の解決とともに持続可能性を重視した経営をめざす「SX (Sustainable Transformation)」を柱に、ワールドワイドで社会課題の解決をめざしてまいりました。

その結果、当期における連結決算では、売上高は1兆6,388億円(前期比5.9%増)、営業利益は766億円(前期比4.3%増)、経常利益は811億円(前期比6.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は608億円(前期比50.6%減)となりました。

なお、当期末の株主配当金につきましては、1株につき24円とさせていただきます。これにより、中間配当金とあわせ年間配当金は、1株につき2円増配の46円となります。

当期実績

連結売上高

1兆6,388億円
(前期比 5.9%増)

連結営業利益

766億円
(前期比 4.3%増)

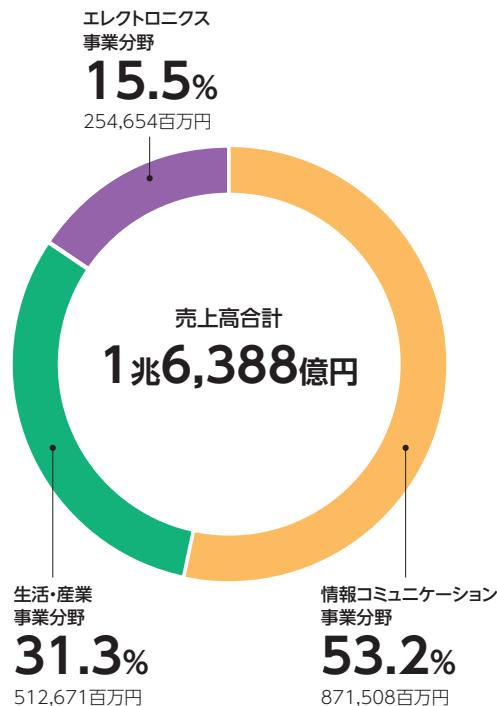
連結経常利益

811億円
(前期比 6.4%増)

連結当期純利益

608億円
(前期比 50.6%減)

売上高構成比



事業分野別売上高

区分	当期		前期		前期比 (%)
	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)	
情報コミュニケーション事業分野	871,508	53.2	890,839	57.6	97.8
生活・産業事業分野	512,671	31.3	436,105	28.2	117.6
エレクトロニクス事業分野	254,654	15.5	220,589	14.2	115.4
合計	1,638,833	100.0	1,547,533	100.0	105.9



情報
コミュニケーション
事業分野

売上高

8,715億円

(前期比2.2%減)

営業利益*

428億円

(前期比16.3%減)

※全社費用調整前の数値で計算しております。

主要な事業内容および営業品目

証券類全般、ビジネスフォーム、データ・プリント・サービス(DPS)、ICカード、各種カードおよび店頭即時発行サービス、ギフトカードASPサービス、ICタグ、偽造防止デバイス、RFIDソリューション、決済関連サービス、書籍、雑誌および付録、教科書、電子書籍、電子チラシ、カタログ、パンフレット、コーポレートコミュニケーションツール、プロモーションツール(POP、ギフト・プレミアムなど)、プロモーション・イベントの企画・運営、スペースデザイン、デジタルマーケティングメディアサービス、各種デジタルサービス、デジタルコンテンツ制作(WEB、映像、VR、メタバースなど)、アプリケーション開発、システム開発・運用、Hybrid-BPOサービス、バックオフィス業務代行、顧客コンタクト業務(キャンペーン事務局、DM、コンタクトセンターなど)、オペレーション支援

■ セキュア関連



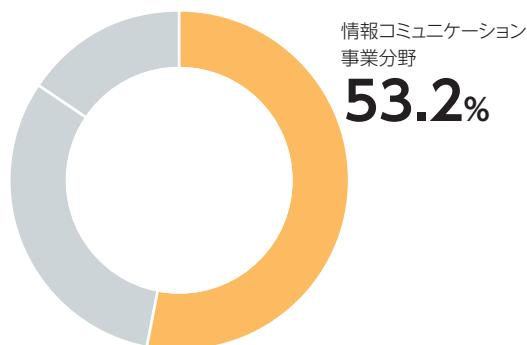
■ コンテンツ・マーケティング関連



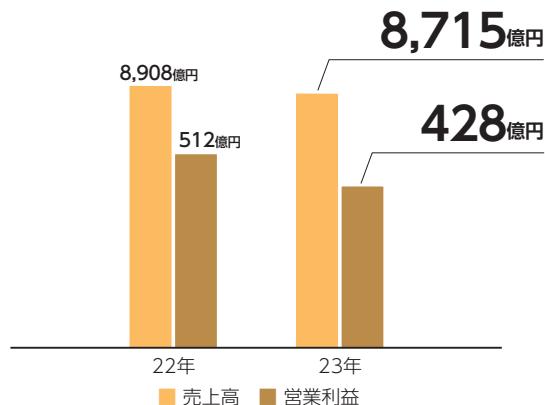
■ BPO関連



売上高構成比



売上高・営業利益



セキュア関連では、帳票類の電子化などによりビジネスフォーム関連が減少したものの、ICカード関連が増加したことなどにより、前年を上回りました。

コンテンツ・マーケティング関連では、ペーパーメディアやSP関連が減少したものの、ゲームカードや株式会社BookLiveによる電子書籍関連事業、Web広告運用などのデジタルマーケティング関連の増加により、前年を上回りました。

BPO関連は、デジタルとオペレーションを組み合わせたハイブリッドBPOの拡販に努めたものの、昨年度の大規模案件の反動により、減収となりました。

DX領域の「Erhoeht-X (エルヘートクロス)」事業の取組みとしては、デジタルマーケティングの運用体

制強化に向け、札幌エンゲージメントセンターの開設や、CRM (顧客関係管理) 領域で豊富なノウハウを持つフュージョン株式会社との資本業務提携を実施しました。また、トッパン・フォームズ株式会社 (現社名: TOPPANエッジ株式会社) が提供するメッセージ配信サービス「EngagePlus」の機能拡充などにより、企業や団体の業務効率改善を推進してまいりました。

以上により、情報コミュニケーション事業分野の売上高は8,715億円 (前期比2.2%減)、営業利益は428億円 (前期比16.3%減) となりました。

生活・産業事業分野



売上高

5,126億円

(前期比17.6%増)

営業利益*

235億円

(前期比17.6%減)

※全社費用調整前の数値で計算しております。

主要な事業内容および営業品目

軟包装材、紙器、液体複合容器、プラスチック成形品、サステナブルパッケージ開発、コントラクト・受託充填、透明バリアフィルム[GL BARRIER]、消火フィルム、化粧シート、床材、化粧板、化粧パネル、エクステリア建材、不燃商材、プリンタ用記録メディア、エレクトロニクス包材、リチウムイオン二次電池外装材、精密加工・外装加装部品

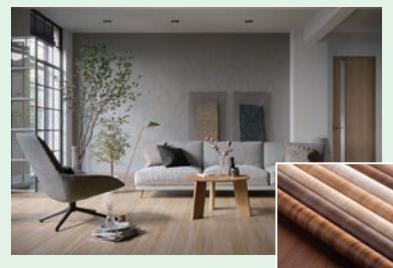
リサイクル適性の高い
モノマテリアル包材



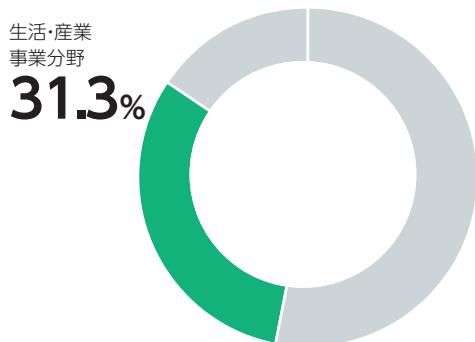
CO₂排出量を削減する
レトルト対応の紙製パウチ



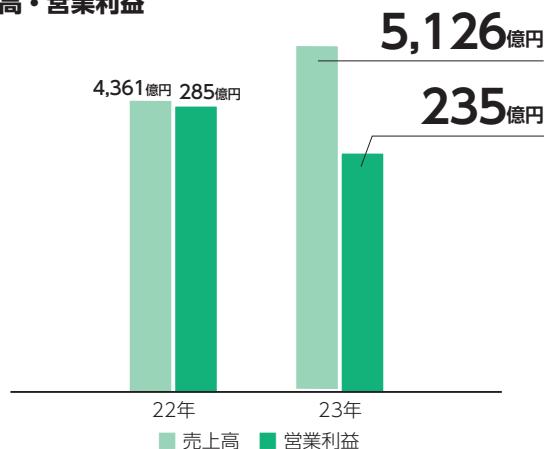
高意匠・高機能化粧シート



売上高構成比



売上高・営業利益



パッケージ関連では、国内は、食品向けを中心とした需要の増加やサステナブル包材の拡大により、前年を上回りました。海外は、昨年度買収した米国軟包装メーカーInterFlex社、5月に買収したタイの軟包装メーカーMajend Makcs社に加え、インドネシアを中心に販売が拡大しました。また、国内、海外ともに原材料やエネルギー価格の高騰を受け、価格改定を進めました。

建装材関連では、国内は、高意匠・高機能化粧シートの販売が拡大し、増収となりました。海外は、欧州での急速なインフレおよび北米での住宅金利の上昇による需要減の影響があったものの、家具などのインテリア向け化粧シートの販売拡大や価格改定に加え、為替の影響もあり、前年を上回りました。

高機能関連では、昨年度連結子会社化したインド大手フィルムメーカーのToppan Speciality Films社(旧社名：Max Speciality Films社)が貢献し、増収となりました。

SX領域の取組みでは、世界最高水準のバリア性能を持つ透明バリアフィルム「GL BARRIER」を用い、リサイクル適性の高いモノマテリアル包材や、プラスチック使用量およびCO₂排出量を削減するレトルト対応の紙製パウチなど、環境配慮包材の開発に取り組みました。

以上により、生活・産業事業分野の売上高は5,126億円(前期比17.6%増)、営業利益は235億円(前期比17.6%減)となりました。

エレクトロニクス 事業分野

売上高

2,546億円
(前期比15.4%増)

営業利益*

482億円
(前期比60.6%増)

※全社費用調整前の数値で計算しております。

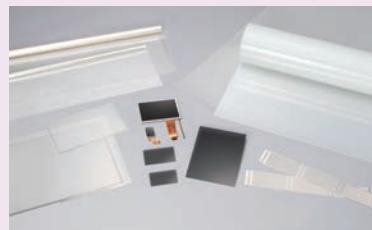
主要な事業内容および営業品目

フォトマスク、LSIデザインサービス、FC-BGA基板、リードフレーム、エッチング応用製品、オンチップカラーフィルタ、ナノインプリントモールド、LPWA ZETA通信モジュール、ディスプレイ用カラーフィルタ、カラーフィルタ、反射防止フィルム、中小型TFT液晶パネル、有機EL用メタルマスク、銅タッチセンサー、調光フィルム

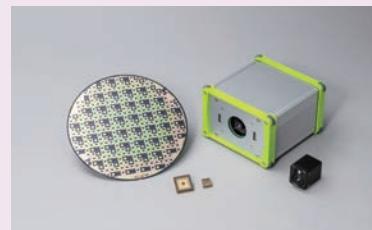
■ 半導体関連



■ ディスプレイ関連



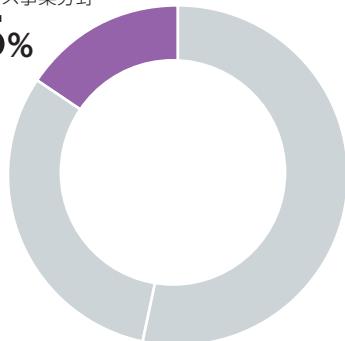
■ ToFセンサ



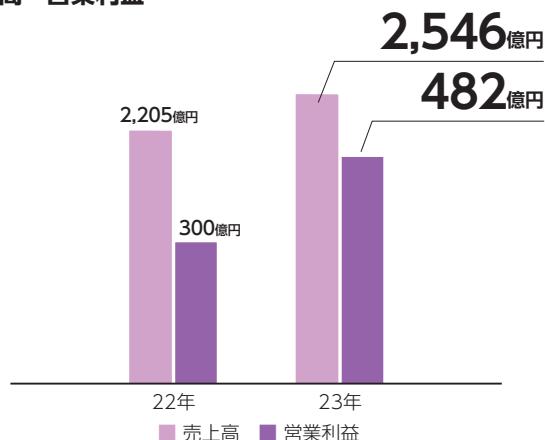
売上高構成比

エレクトロニクス事業分野

15.5%



売上高・営業利益



半導体関連では、フォトマスクは、5G・AI、車載向けなどの堅調な半導体需要を背景に、増収となりました。高密度半導体パッケージ基板のFC-BGA基板は、業界最高水準の品質と技術を武器に、大型・高多層の高付加価値品が、データセンターやサーバー向けなどを中心に好調に推移しました。

ディスプレイ関連では、テレビ向けなどの需要が減少した反射防止フィルムおよび構造改革を進めたカラーフィルタが減少し、前年を下回りました。

新事業創出の取組みとしては、IoTの本格普及に向け、次世代LPWA (低消費電力広域ネットワーク) 通信規格「ZETA」を活用した、工場や施設における環境データの遠隔監視や設備保全業務を効率化するシ

ステム「e-Platch (イープラッチ)」を開発し、クラウドセキュリティの国際標準規格「ISO/IEC 27017認証」を取得しました。また、産業用の自律走行ロボットなどの普及を見据え、最長30mの距離を測定できる次世代ToFセンサを世界で初めて開発しました。

以上により、エレクトロニクス事業分野の売上高は2,546億円(前期比15.4%増)、営業利益は482億円(前期比60.6%増)となりました。

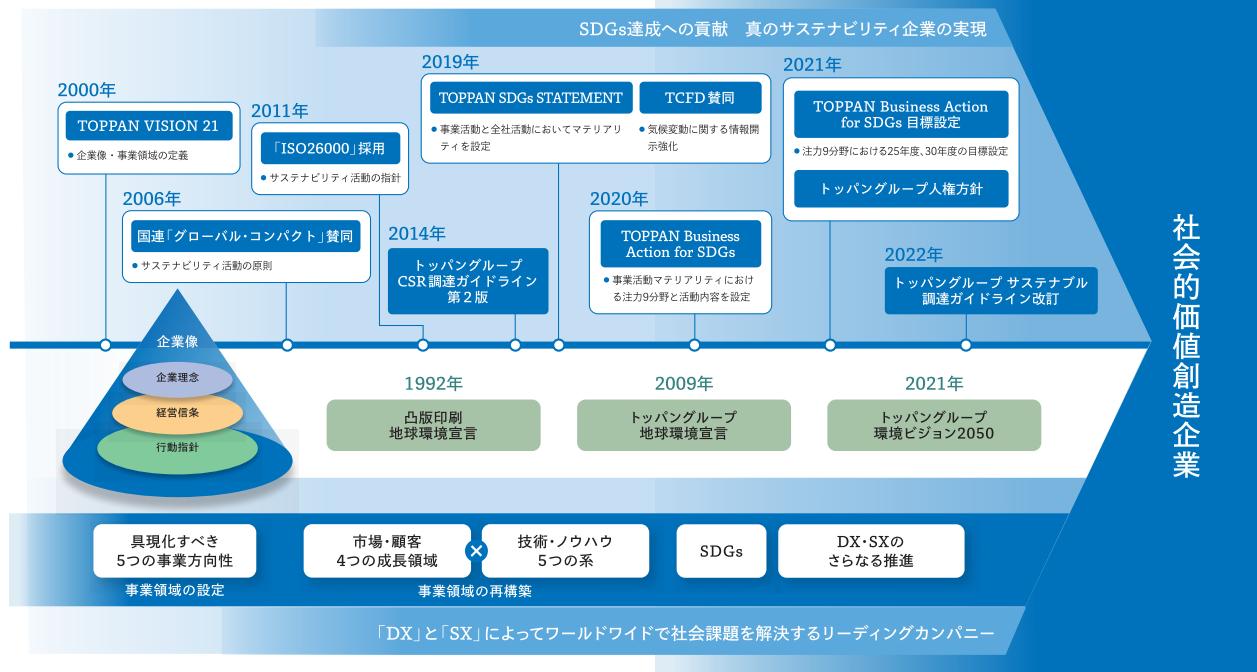
2 トップグループのサステナビリティへの取組み

サステナビリティについての考え方

1900年の創業以来、「印刷」を原点とするあらゆる技術・ノウハウを活用した製品・サービスの提供を通じてステークホルダーであるお客さま、従業員、お取引先、地域社会、株主・投資家、行政・自治体など広く社会に関わり、社会課題解決に寄与する事業活動を行ってまいりました。今日、気候変動に伴う災害多発や自然破壊等、環境問題の深刻化をはじめ、人権リスクや地政学リスクの高まり等、グローバル規模で問題が多発し、企業は、将来予測が困難な時代をむかえております。トップグループは、事業が社会に与えるインパクトを認識し、企業として責任を果たすとともに、事業を通じて社会課題を解決しながら企業価値向上をめざすサステナビリティ(持続可能性)経営を推進しております。

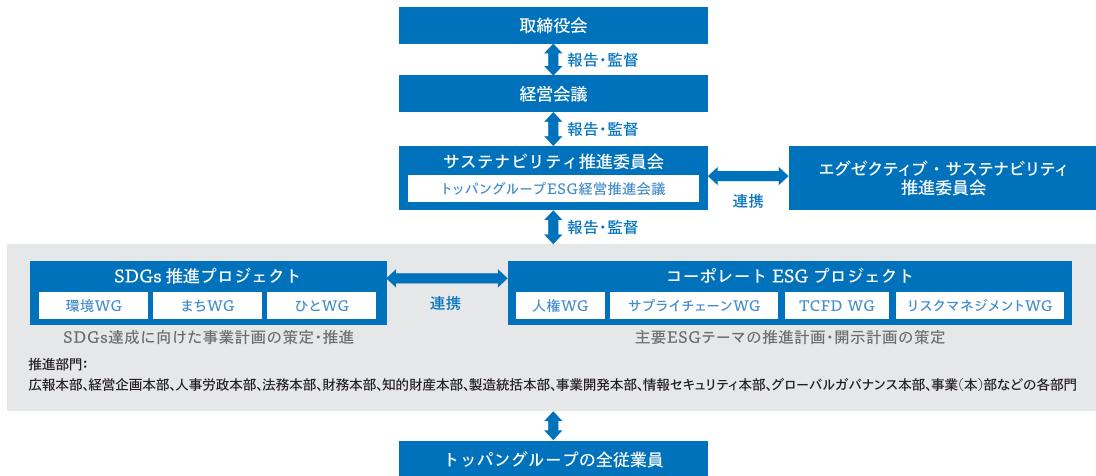
サステナビリティ経営の歩み

2006年国連「グローバル・コンパクト」に賛同した年をトップグループのサステナビリティ元年とし、DX&SXによってワールドワイドで社会課題を解決するリーディングカンパニーをめざしています。



サステナビリティ推進体制

サステナビリティ推進体制



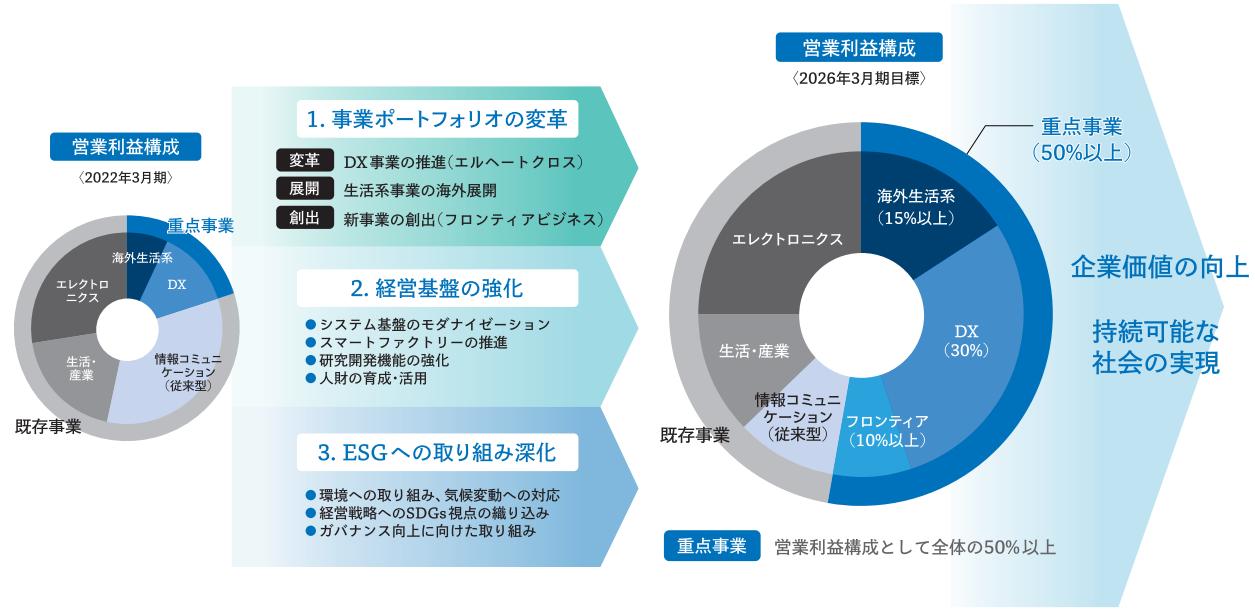
2020年4月より、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ推進委員会（以下サステナ委員会といいます。）を設置しております。サステナ委員会は、コーポレートガバナンス体制の中に位置づけられ、グループ全体のサステナビリティ推進の役割を担っております。

取締役会はサステナ委員会に、トッパングループのサステナビリティ課題についての検討・審議を担当させております。サステナ委員会で検討・審議された具体的な取組み施策は、経営会議を通じて取締役会に報告され、取締役会においてサステナビリティ経営についての総合的な意思決定を行っております。また、取締役会では、サステナビリティの取組み施策、目標設定および進捗について、継続的に議論・モニタリング・監督を行っております。なお、当期は、サステナ委員会を7回開催し、各回において活発な議論と有意義な決定がなされ、その取組みが進展いたしました。

また、サステナビリティ課題についてのリスク管理は、取締役会の管理のもと、サステナ委員会の下部組織であるコーポレートESGプロジェクトの一つであるリスクマネジメントWGが中心となって推進する総合的なリスク管理に組み込まれております。リスクマネジメントWGは、年1回のリスクアセスメントを実施し、トッパングループの経営に重大な影響を与えるリスクを「重大リスク」として特定しております。

サステナビリティ戦略

「Digital & Sustainable Transformation」をキーコンセプトに、社会やお客さま、トッパングループのビジネスを、デジタルを起点として変革させる「DX (Digital Transformation)」と、事業を通じた社会的課題の解決とともに持続可能性を重視した経営をめざす「SX (Sustainable Transformation)」により、ワールドワイドで社会課題を解決するリーディングカンパニーとして企業価値向上とサステナブルな社会の実現をめざしております。その一環として、事業ポートフォリオを変革し、経営基盤強化とサステナビリティの取組み深化を推進しております。2021年公表の中期経営計画において、2026年3月期には「DX」、「SX」関連を含む重点事業の営業利益構成が全体の50%以上となるよう変革を進めております。



事業を通じた社会課題の解決により
企業のサステナビリティと社会のサステナビリティを同期化

気候変動に対する取組み

気候変動がグローバルで事業を展開しているグループ全体に与える影響の大きさを認識し、気候変動をトッパングループのサステナビリティ経営における重要課題の一つとしております。金融安定理事会が設立したTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に対し、2019年に賛同を表明しております。2020年からTCFD提言にもとづいたシナリオ分析を開始し、提言に沿った気候変動に関する財務インパクトおよびその対応について継続して開示を行っております。また、グローバルでの事業拡大および気候変動等の相互に影響する環境課題の解決に向けて、「トッパングループ環境ビジョン2050」の見直しを行い「2050年の温室効果ガス排出の実質ゼロ」に向けた取組みを進めており、当期は、本ビジョンからバックキャストで検討した「トッパングループ2030年度中長期環境目標」も見直しを進めました。また、低炭素投資・対策推進に向け企業内部で独自に設定、使用する炭素価格であるインターナルカーボンプライシング制度を導入しました。



トッパングループ環境ビジョン2050

トッパングループは、国際社会の一員として、未来を見据えた地球環境の保全に配慮した企業活動を通じ、「脱炭素社会」「生物多様性の保全」「資源循環型社会」および「水の最適利用」に貢献し、「ふれあい豊かでサステナブルな暮らし」の実現を目指していきます。

- ① **脱炭素社会への貢献** (Scope3追加)
Scope1+2および3における 温室効果ガス排出の実質ゼロを目指します。
- ② **生物多様性の保全** (新設)
豊かな自然の保全と社会経済活動が両立する自然共生社会を目指します。
- ③ **資源循環型社会への貢献**
廃棄物のゼロエミッションを目指します。
- ④ **水の最適利用** (文言変更)
最適な水利用の実現と水質汚染防止による水質改善に貢献します。

トッパングループ2030年度中長期環境目標

- ① **脱炭素社会への貢献** (削減割合増加)
温室効果ガス排出 Scope1+2 :
2017年度比 54.6% 削減(再エネ比率6.5%)
温室効果ガス排出 Scope3 :
2017年度比 54.6% 削減
- ② **生物多様性の保全** (新設)
用紙原料の調達における合法性100%
製造拠点面積10%に相当する社内外自然共生地域の保全への貢献(※1)
- ③ **資源循環型社会への貢献**
廃棄物最終埋立量 :
2017年度比 60% 削減(※2)
廃プラスチックのマテリアルリサイクル率 :
2017年度比 12% 増
- ④ **水の最適利用** (新設)
水リスクの高い(水ストレス40%超)拠点の取水量削減目標達成
拠点数50%以上
規制値超過による行政措置0件

※1 凸版印刷株式会社および製造設備を保有する子会社の拠点面積を基準に設定 ※2 生産由来の廃棄物が対象

人財育成・多様性への取組み

「人間尊重」「企業は人なり」の理念のもと、持続的成長と社会への貢献をめざし、社員と企業がともに成長できる環境、風土を整備し、新たな「知」と「技」を創出する人財を育てることをめざしております。「人財」を、会社の貴重な財産、すなわち「人的資本」と捉え、「人財」の価値を最大限に引き出すことで生まれる「人によるイノベーション」が事業成長の源泉であると考え、人事諸施策を講じ「人財」への投資を行うとともに「事業の発展を支える人財の確保」に努めております。人財の開発・育成にあたっては、体系的な人財開発プログラムを構築し、社員一人ひとりの業務やキャリアにあわせた能力開発を進めております。また、当社独自の人財開発に関するR&D拠点である「人財開発ラボ」において、脳神経科学研究会やコンディショニング研究会等の複数の研究会を運用し、従業員の「自己革新」と、トッパンならではの新しい価値創造の実現を促す次世代型人財開発プログラムの実装をはかっております。

なお、当期は、多彩な能力・キャリアを持つ人財の適切な処遇、従業員のスキルアップ・キャリア形成、若手の抜擢、高年齢社員の活躍、チャレンジできる環境の提供などをめざし、「トッパン版ジョブ型人事処遇制度」の導入をはじめとした人事諸制度の改革を行いました。

DX人財の育成

従業員一人ひとりのキャリアプランにあわせて、最新のデジタル知識を学べるように、サブスクリプション型のデジタル教育プラットフォームを導入しております。

SX人財の育成

次世代イノベーション事業を実現する人財育成の取組みとして、ソーシャルイノベーションプログラム、トッパングループ未来創発プログラム・アドバンス他、管理者を対象としたフィールドワーク等を実施しております。

次世代リーダー・新事業開発人財の育成

次世代リーダー・新事業開発人財としての知識・スキル・マインドを醸成するプログラムとして、社長講話や討議セッションを通して、リーダーとしてのマインド・行動力を学ぶ「磨きイノベーションプログラム」などを実施しています。

価値創造のための重要な要素の一つに、違いを変革の原動力に変えていくダイバーシティ&インクルージョンを位置づけ、「ダイバーシティ&インクルージョン推進方針」のもと、事業活動と一体になった取組みを推進しております。また、2019年には、人事労政本部内にダイバーシティ推進室を発足させ、全体像の策定と施策の企画・立案を担い、そのもとで、各事業所のダイバーシティ推進委員がそれぞれの特色にあわせて、施策を展開しております。

なお、当期は、ダイバーシティ&インクルージョンに関する浸透度調査を実施いたしました。

女性管理・監督職者数推移(4月時点)



※凸版印刷(株)単体の数値

人権への取組み

事業の土台となる基本精神は「人間尊重」であると考え、「TOPPAN VISION 21」における社員の考え方や行動のあり方を定めた「行動指針」においても、「人権を尊重する」と明記しております。また、2006年から国連「グローバル・コンパクト」に参加し、人権と労働にかかわる6つの原則を支持しております。

2021年には、事業活動全般において基本的人権を尊重し「社会的価値創造企業」としてさらに進化していくため、「トッパングループ人権方針」を策定し、人権に対しての取組みを強化いたしました。

当期は、特定した5つの人権リスクを中心に、国内外グループ会社・サプライヤー等のトッパングループを取り巻くステークホルダーへの調査・ヒアリングを通じて人権リスクの軽減・是正に向けた取組みを行いました。

また、「トッパングループ人権方針」の内容周知と近年の人権に関する社会動向の啓発に関する教育をトッパングループ全体に対して実施いたしました。

「トッパングループ人権方針」の構成

1. 人権に対する基本的な考え方	7. 救済
2. 適用範囲	8. 教育・研修
3. 適用法令	9. 責任者
4. 人権尊重の責任	10. 情報開示
5. 人権デューデリジェンス	
6. 対話・協議	

(個別課題への取り組み)

- 児童労働、強制労働、人身取引
- 差別およびハラスメント
- ダイバーシティ&インクルージョン
- 団体交渉権および結社の自由
- 労働安全衛生
- プライバシーに対する権利

サプライチェーンマネジメントへの取組み

サプライチェーン全体でCSR調達に取り組むことが重要であると考え、「CSR 調達ガイドライン」に沿った活動を進めてまいりました。企業の人権課題、労働安全衛生、環境等の取組みについて、近年の社会的な関心や要求の高まりを受け、2022年には、「トッパングループCSR調達ガイドライン」の内容を改訂、その名称を「トッパングループ サステナブル調達ガイドライン」に変更し、

サプライヤーや協力会社の皆さまと協力して持続可能な調達活動を推進しております。

また、当期は、サプライヤー・協力会社に対してサステナビリティに関わる国別リスク・業種別リスク・アンケート調査などによるリスク調査を行い、分析を踏まえ、リスクの軽減・是正に向けた取組みを協働で行うデューデリジェンスプロセスのPDCAサイクルをスタートいたしました。

「トッパングループ サステナブル調達ガイドライン」の構成

調達基本方針	サステナブル調達基準
トッパングループで調達活動に関わるすべての労働者が基本とする方針です。	サプライヤー・業務委託先 [※] の皆さまへお願いする項目です。
<p>私たちは、すべてのサプライヤー様・業務委託先様に対して公平に窓口を開放します。</p> <p>私たちは、国内外の諸法規を遵守し、企業倫理に基づいた公正な取引を行います。</p> <p>私たちは、調達活動を通じて得た情報は厳格に管理します。</p> <p>私たちは、環境保全と環境への負荷軽減に努めます。</p> <p>私たちは、市場ニーズに応えるためQCD(品質、コスト、供給)を追求します。</p> <p>私たちは、サプライヤー様・業務委託先様との相互協力と信頼関係の構築に努めます。</p> <p>私たちは、サステナブル調達への取り組みをサプライチェーン全体で推進します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法令遵守と国際規範の尊重 2. 人権・労働 3. 安全衛生 4. 環境 5. 公正取引・倫理 6. 品質・安全性 7. 情報セキュリティ 8. 事業継続計画 9. 管理体制の構築
※ 本ガイドラインにおいて「業務委託先」とは「協力会社」を意味します。	

3 トップグループが対処すべき課題

トップグループは、「Digital & Sustainable Transformation」をキーコンセプトに、中期的な経営課題を、「事業ポートフォリオの変革」、「経営基盤の強化」、「ESGへの取り組み深化」とし、次の施策を展開することにより経営資源の最適配分と有効活用を進め、事業の拡大をはかってまいります。

①事業ポートフォリオの変革

「事業ポートフォリオの変革」につきましては、DX、SX・海外生活系、フロンティアを3つの重点事業と位置づけ、収益力の向上をめざしてまいります。

DX事業については、全社を挙げて取り組むDXのコンセプトを「Erhoeht-X (エルヘートクロス)」とし、デジタル技術と高度なオペレーションノウハウを掛け合わせたハイブリッドなDXサービスを根幹に、データ分析、コンサルティングを含めたビジネスモデルの確立をめざしてまいります。

SX・海外生活系事業については、材料調達から廃棄までのサプライチェーンを通して、CO₂排出量・プラスチック使用量削減に貢献し、脱炭素・循環型社会の実現をめざしてまいります。

フロンティア事業については、競争優位を持つテクノロジー・ビジネスモデルを核に、ヘルスケア、メタバース、センサ関連などの領域で、事業化を推進してまいります。

②経営基盤の強化

「経営基盤の強化」につきましては、事業変革の基盤を形成するため、持株会社体制への移行、人財戦略、システム基盤のモダナイゼーション、製造基盤強化などを推進してまいります。

持株会社体制への移行については、グループシナジーの最大化を目的として、2023年10月から持株会社体制へ移行を予定しています。グループガバナンスの強化を通じた経営資源の最適配分や、迅速な意思決定を可能とする経営体制への進化をはかってまいります。

人財戦略については、DXやSX、グローバル事業を牽引する人財の強化に向け、新たな人財開発プログラムの導入やグループ内の人財活性化施策を推進するとともに、ダイバーシティ&インクルージョンの実現を進めてまいります。

システム基盤のモダナイゼーションについては、営業面、業務面の効率化・高度化をはかるとともに、データドリブン型の経営を実現し、ビジネスモデル変革や新事業への迅速な対応を可能にする、有機的に繋がったグループシステムの構築をめざしてまいります。

製造基盤強化については、AIを活用した自動化・少人化、次世代MES（製造実行システム）を活用した全体最適の実現により、「安全・安心、高品質で少人化された持続可能なスマートファクトリー」をめざしてまいります。

③ ESGへの取り組み深化

「ESGへの取り組み深化」につきましては、サステナビリティ経営推進に向け、「サステナビリティ推進委員会」を設置し、トッパングループ内のESG、SDGsテーマの課題共有、取組み連携を強化しております。

SDGsへの取組みとしては、SDGsが示す課題への事業を通じた貢献において特に注力すべき分野を特定した「TOPPAN Business Action for SDGs」のもと、これまで以上に社会から信頼される強い企業グループをめざしてまいります。

環境への取組みとしては、2023年3月に改定した「トッパングループ環境ビジョン2050」、具体的数値目標を定めた「トッパングループ2030年度中長期環境目標」にもとづき、環境課題への取組みをサプライチェーン全体や地域社会との協働で進めてまいります。また、TCFDの提言に沿って、リスクと機会の両面からその影響についてさらなる情報開示を進めてまいります。

社会への取組みとしては、「企業は人なり」という考えに立ち、一人ひとりの力を最大限に引き出すため、体系的な人財開発プログラムの構築など、従業員のスキルアップやキャリア形成支援を進めてまいります。また、「トッパングループ人権方針」にもとづき事業活動全般において人権に対する取組みを強化するとともに、「サステナブル調達ガイドライン」にもとづきサプライチェーン全体で持続可能な調達活動を進めてまいります。

ガバナンスへの取組みとしては、政治・経済情勢の変化やサイバー攻撃の巧妙化、人権課題等を背景に多様化するリスクに対し、適切に対処することで経営に与える影響を最小化するなど、持続可能な企業経営を推進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

TOPPAN Business Action for SDGs

【環境】 

サステナブルな地球環境

- サークュラーエコノミーの実現
- 脱炭素社会の実現
- エコプロダクツ・ソリューションの拡大

【まち】 

安全安心で豊かなまちづくり

- 私らしく生きられる安全な社会の創造
- 地域に暮らす人々の生活の質向上への貢献
- 文化を「魅せる・未来に残す」への貢献

【ひと】 

心と身体の豊かさと人のエンパワーメント

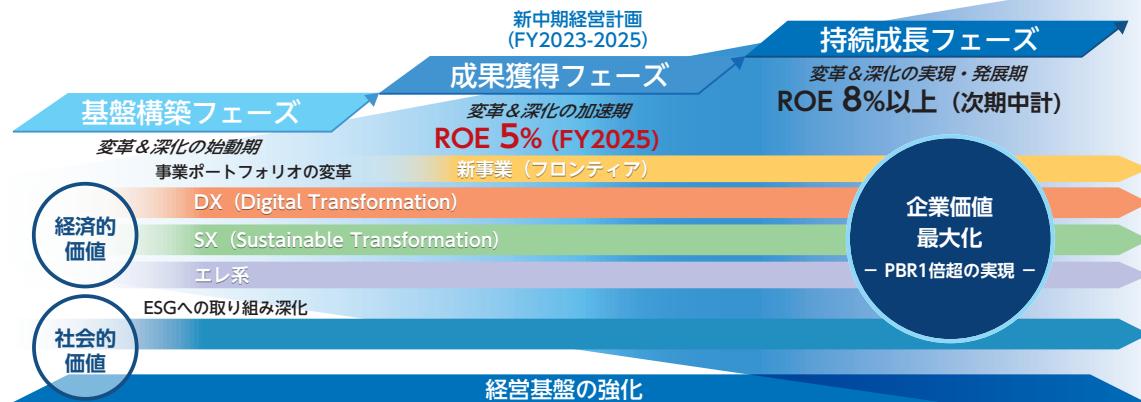
- 食品ロス削減による飢餓撲滅への貢献
- ハードルのない教育環境の創造
- 革新的なデジタル技術による健康への貢献

(ご参考) 新中期経営計画

当社は2023年5月16日に新中期経営計画を公表いたしました。その概要は、以下のとおりです。
 なお、詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.toppan.co.jp/ir/>) をご参照ください。

成果獲得フェーズの位置づけ

成果獲得フェーズは「変革と深化の加速期」と位置づけ、企業価値最大化に向けた取り組みをスピードアップ



資本政策への コミットメント

- ・3年間で1000億円の自己株式取得を実施
 (この方針にもとづき、2023年5月12日に2,100万株、400億円を上限とする自己株式の取得を決議)
- ・総還元性向30%以上を維持し配当水準の向上に努める*
- ・政策保有目的株式を連結純資産対比で最低限15%未満に縮減する

*本中期経営計画期間における総還元性向は50%以上となることを想定しております。

成果獲得フェーズでの目指す姿

— 成果獲得フェーズで目指す姿 —
 ROE5%を達成し、持続成長フェーズでの価値最大化に向けた企業体へ変革

— 全社方針 —
 「変革」と「深化」のスピードアップにより経済的・社会的価値の創出を拡大

①事業ポートフォリオの変革

成長事業	・ DX/SXでの高収益化と新たな事業の柱の創出	FY2025財務目標 売上高 18,100億円 営業利益 1,100億円 ROE 5.0%
既存事業	・ 低収益事業の構造改革による安定利益の確保	
アロケーション	・ 持続的成長を見据えた投資と資本戦略の実行	

②経営基盤の強化

HD体制化	システム基盤	製造基盤	知財戦略	人財戦略
-------	--------	------	------	------

③ESGへの取り組み深化

SDGs中期目標達成	環境負荷低減	人的資本・多様性	持続可能な生産	ガバナンス強化
------------	--------	----------	---------	---------

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

4 トップグループの設備投資の状況

当期の設備投資額は921億円で、その主なものは次のとおりであります。

情報コミュニケーション事業分野では、川口工場(埼玉県)への生産集約を行いました。また、DX関連で携帯電話番号でメッセージを送受信できる「+メッセージ(プラスメッセージ)」を活用したサービスの基盤整備や機能拡張を推進しました。その他、医療ビッグデータ利活用の更なる推進とヘルスケアサービスの創出をめざし、データ活用に向けた基盤構築を進めました。

生活・産業事業分野では、SX関連の拡大に向けた軟包材関連の設備導入を進めました。また、上海において、医療医薬包材の拡大に向けた生産体制の構築を進めました。

エレクトロニクス事業分野では、5G・AI、データセンターなどで今後も成長が見込まれる半導体需要を取り込むため、生産能力の拡大を進めました。

5 トップグループの資金調達の状況

当期中には、株式および社債の発行による資金調達は行っておりません。

6 トップグループの財産および損益の状況の推移

区 分	第174期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	第175期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第176期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	当 期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
売上高	1,486,007百万円	1,466,935百万円	1,547,533百万円	1,638,833百万円
経常利益	66,719百万円	58,053百万円	76,318百万円	81,172百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	87,047百万円	81,997百万円	123,182百万円	60,866百万円
1株当たり当期純利益	261円06銭	237円16銭	365円21銭	185円07銭
総資産	2,143,454百万円	2,363,503百万円	2,288,188百万円	2,238,817百万円
純資産	1,310,232百万円	1,453,164百万円	1,437,207百万円	1,452,169百万円
1株当たり純資産	3,416円48銭	3,870円14銭	4,089円58銭	4,059円82銭

7 トップグループの従業員の状況

区 分	当期末	前期末比増減
情報コミュニケーション事業分野	29,224名	131名減
生活・産業事業分野	14,716名	222名減
エレクトロニクス事業分野	8,312名	297名減
その他管理・研究部門	1,470名	36名増
合 計	53,722名	614名減

8 トップグループの主要な事業所および工場等

- ①当 社 本店所在地：東京都台東区台東一丁目5番1号
 本社事務所：東京都文京区水道一丁目3番3号
- 事 業 所：DXデザイン事業部(東京都)、情報コミュニケーション事業本部(東京都)、
 生活・産業事業本部(東京都)、エレクトロニクス事業本部(東京都)、
 西日本事業本部(大阪府、広島県、福岡県)、中部事業部(愛知県)、
 東日本事業本部(宮城県、北海道)、
 海外(北米8ヶ所、欧州4ヶ所、アジア22ヶ所)
- 研 究 所：総合研究所(埼玉県)
- 工 場：札幌工場(北海道)、千歳工場(北海道)、仙台工場(宮城県)、群馬センター工場(群馬県)、
 川口工場(埼玉県)、深谷工場(埼玉県)、朝霞工場(埼玉県)、坂戸工場(埼玉県)、
 幸手工場(埼玉県)、嵐山工場(埼玉県)、柏工場(千葉県)、相模原工場(神奈川県)、
 新潟工場(新潟県)、三ヶ日工場(静岡県)、名古屋工場(愛知県)、三重工場(三重県)、
 松阪工場(三重県)、滋賀工場(滋賀県)、滝野工場(兵庫県)、福崎工場(兵庫県)、
 福山工場(広島県)、高知工場(高知県)、福岡工場(福岡県)、熊本工場(熊本県)、
 海外(北米3ヶ所、アジア4ヶ所)
- (注)上記の事業所および工場等には主要な製造子会社を含んでおります。
- ②子会社 トップラン・フォームズ株式会社(東京都)、図書印刷株式会社(東京都)、東京書籍株式会社(東京都)、
 株式会社トップラン・コスモ(東京都)、株式会社トップランインフォメディア(東京都)、
 タマポリ株式会社(東京都)、株式会社フレーベル館(東京都)、株式会社トータルメディア開発研究所(東京都)、
 株式会社BookLive(東京都)、株式会社トップランフォトマスク(東京都)、
 Toppan Leefung Pte. Ltd.(シンガポール)、Toppan USA, Inc.(米国ジョージア州)、
 Giantplus Technology Co., Ltd.(台湾)、INTERPRINT GmbH(ドイツ)、
 InterFlex Investment Holdings, Inc.(米国ノースカロライナ州)、
 Toppan Speciality Films Private Limited(インド)、PT. KARYA KONVEX INDONESIA(インドネシア)
- (注)1. ()内は、本社所在地を示しております。
 2. トップラン・フォームズ(株)は、2023年4月1日付で商号をTOPPANエッジ(株)に変更しております。

2. 当社の現況 (2023年3月31日現在)

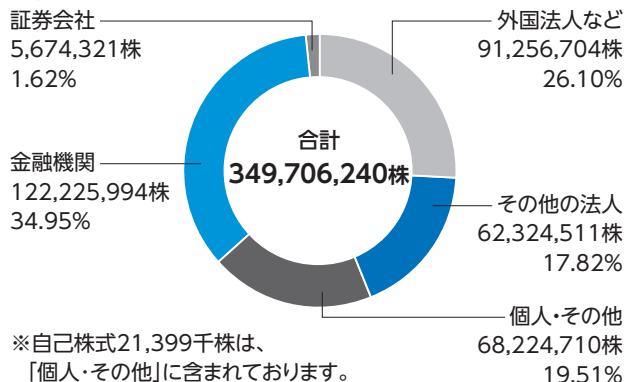
① 株式に関する事項

① 発行可能株式総数
1,350,000,000株

② 発行済株式総数
普通株式 349,706,240株
(前期末比増減 なし)

③ 当期末株主数
37,001名
(前期末比増減 447名増)

所有者別



④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	50,398	15.35
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	17,597	5.36
日本生命保険相互会社	15,002	4.57
東洋インキSCホールディングス株式会社	9,492	2.89
第一生命保険株式会社	8,239	2.51
従業員持株会	6,798	2.07
株式会社講談社	6,710	2.04
凸版印刷取引先持株会	5,999	1.83
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,575	1.39
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,309	1.31

(注) 1. 当社が当期末において保有している自己株式21,399千株については、上記の表中から除外しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

3. 日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口および(株)日本カストディ銀行信託口の所有株式数は、すべて信託業務にかかわるものであります。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数	交付を受けた者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	20,106株	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

⑥その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年2月9日開催の取締役会の決議にもとづき、当事業年度中に自己株式7,650,200株を取得いたしました。

2 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
トッパン・フォームズ株式会社	11,750百万円	100.00%	各種ビジネスフォームの製造販売
図書印刷株式会社	13,898百万円	100.00%	製版、印刷、製本等加工の総合印刷業
東京書籍株式会社	80百万円	58.52%	教科用図書出版
株式会社トッパン・コスモ	400百万円	100.00%	販促物、産業資材等の調達および販売
株式会社トッパンインフォメディア	2,500百万円	100.00%	ラベル・ICカード・磁気製品の製造販売
タマポリ株式会社	472百万円	64.20%	ポリエチレン製品の製造販売
株式会社フレーベル館	50百万円	100.00%	児童書、保育書出版および保育用品の販売
株式会社トータルメディア開発研究所	500百万円	100.00%	文化施設の事業企画、展示設計・制作、運営
株式会社BookLive	480百万円	74.66%	電子書籍ストアおよびコンテンツ開発
株式会社トッパンフォトマスク	400百万円	50.10%	フォトマスクの製造販売
Toppan Leefung Pte. Ltd.	275百万US\$	100.00%	書籍、雑誌、パッケージ、商業印刷物、有価証券等の印刷
Toppan USA, Inc.	123百万US\$	100.00%	バリアフィルムおよびパッケージ製品等の製造販売
Giantplus Technology Co., Ltd.	4,415百万NT\$	53.10%	液晶パネルおよび液晶モジュールの製造販売
INTERPRINT GmbH	25百万EUR	100.00%	建築材用化粧シートの製造販売
InterFlex Investment Holdings, Inc.	3,000US\$	100.00%	食品向け軟包材の製造販売
Toppan Speciality Films Private Limited	419百万Rs	100.00%	食品向け軟包材の製造販売
PT. KARYA KONVEX INDONESIA	768,998百万Rp	51.00%	バリアフィルムおよびパッケージ製品等の製造販売

(注) 1. 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

2. トッパン・フォームズ(株)は、2023年4月1日付で商号をTOPPANエッジ(株)に変更しております。

②重要な企業結合等の状況

(子会社株式の一部譲渡)

当社は、半導体用フォトマスク事業の拡大・成長を継続していくことをめざして、当該事業を当社から独立させたいと、当社の完全子会社である株式会社トッパンフォトマスクに吸収分割の方法で承継させました。また、更なる成長のため資本市場における機動的な資本調達を実現するべく、将来的な株式上場を目標として、株式会社トッパンフォトマスクの49.9%をインテグラル株式会社が運用アドバイザーを務める投資ファンドに譲渡いたしました。

③主要な借入先

借入先	借入額
日本生命保険相互会社	30,000百万円
第一生命保険株式会社	17,500百万円
明治安田生命保険相互会社	13,000百万円

(注)上記の他にシンジケートローンがあり、その残高は30,000百万円であります。

4 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況

役名	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	金子 眞 吾	東洋インキSCホールディングス(株)社外取締役 タマポリ(株)代表取締役
代表取締役社長	鷹 秀 晴	
代表取締役 副社長執行役員	大久保 伸 一	秘書室、人事労政本部、法務本部、広報本部担当
取締役専務執行役員	坂 井 和 則	経営企画本部、グループ経営戦略室、グローバルビジネス本部、情報セキュリティ本部、 デジタルイノベーション本部、教育事業推進本部担当
取締役常務執行役員	黒 部 隆	財務本部長及びグローバルガバナンス本部担当
取締役執行役員	真 島 宏 徳	製造統括本部長
社 外 取 締 役	野 間 省 伸	(株)講談社代表取締役社長 (株)武蔵カントリー倶楽部代表取締役社長
社 外 取 締 役	遠 山 亮 子	エムスリー(株)社外取締役(監査等委員)
社 外 取 締 役	中 林 美 恵 子	(一社)グローバルビジネス学会会長
常 任 監 査 役 (常 勤)	萩 原 正 敏	
監 査 役 (常 勤)	久保 蘭 到	
社 外 監 査 役	垣 内 恵 子	弁護士 (株)キングジム社外取締役
社 外 監 査 役	笠 間 治 雄	東海旅客鉄道(株)社外取締役
社 外 監 査 役	河 戸 光 彦	

- (注) 1. 野間省伸、遠山亮子、中林美恵子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、各氏は、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員であります。
2. 垣内恵子、笠間治雄、河戸光彦の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、各氏は、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員であります。
3. 久保蘭到氏は、当社における長年にわたる経理部長および資金部長の経験から、河戸光彦氏は、会計検査院における長年の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. (1)野間省伸氏は、当社と印刷加工の受託等の取引がある(株)講談社の代表取締役社長であります。
(2)その他の社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間に開示すべき関係はありません。
5. 2022年6月29日開催の第176回定時株主総会において、新たに萩原正敏、河戸光彦の両氏が監査役に選任され、就任いたしました。
6. 退任した監査役は、次のとおりであります。

退任時の役名	氏名	退任年月日
常 任 監 査 役	高宮城 實 明	2022年6月29日
社 外 監 査 役	重 松 博 之	2022年6月29日

②責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第28条第2項および第39条第2項の規定にもとづき、社外取締役および監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、被保険者たる役員が役員としての業務に関し行った行為にもとづき保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、法律上負担すべき損害賠償金および防御費用を保険金として支払う旨の会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(以下本契約といいます。)を締結しております。本契約の被保険者は、当社および重要性の高い当社の子会社の役員であり、その保険料は、当社役員については全額当社が負担し、子会社の役員については、当該子会社が全額負担しております。なお、本契約の締結により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれることのないよう、本契約上に保険金額の上限、免責事由を設定するなど、一定の措置を講じております。

④取締役および監査役の報酬等

1) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社は、当社が任意で設置する「指名・報酬に関する諮問委員会」への諮問を経て、取締役会の決議により「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」(以下本方針といいます。)を決定しております。

本方針において、取締役の報酬等の額については、優秀な人材を当社の取締役として確保し、当社の競争力を高めるために必要な水準とするべく、他企業の水準なども勘案してそれぞれの取締役に求められる役割および責任に応じて決定されるものとしております。また、社外取締役を除く当社取締役の報酬等については、金銭による固定報酬および業績連動型の賞与ならびに非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬で構成され、その支給割合は7:2:1を目安とすることとし、監督機能を担う社外取締役の報酬はその職務に鑑み、固定報酬のみとしております。

2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第175回定時株主総会において年額14億円以内(うち社外取締役分1億円以内、使用人分の給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役は3名)です。また、非金銭報酬として、2019年6月27日開催の第173回定時株主総会の決議により、年額3億円、30万株を上限として当社取締役(社外取締役を除く。)に対し譲渡制限付株式を付与する報酬制度を導入しており、当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は13名です。なお、当該譲渡制限付株式報酬制度の概要は、右記4) (注) 2.に記載のとおりです。当社監査役の報酬の額は、2010年6月29日開催の第164回定時株主総会において年額1億8,000万円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、取締役会において代表取締役社長である麿 秀晴氏に委任する旨を決議しており、同氏は、各取締役の個人別の報酬等の額について決定する権限を有しております。代表取締役社長は、当社の経営全般を監督する立場にあり、当社は、同氏が各取締役の実績・能力を評価し、各取締役の個人別の報酬等の額を決定することが最も合理的かつ適切と判断しております。なお、上記権限が適切に行使されるための措置として、当該報酬等の額は、「指名・報酬に関する諮問委員会」への諮問を経たうえで、その答申内容を十分に斟酌して決定しております。

4) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	対象人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	632百万円 (40百万円)	496百万円 (40百万円)	89百万円 (-)	46百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	101百万円 (39百万円)	101百万円 (39百万円)	- (-)	- (-)
合計	14名	733百万円	597百万円	89百万円	46百万円

- (注) 1. 取締役(社外取締役を除く。)に対し、業績連動報酬等として、賞与を支給しております。当該業績連動報酬等は、短期の業績向上に対するインセンティブとして機能させる趣旨で導入されていることから、その額の算定の基礎として、主として連結営業利益の対前年伸び率を採用しており、その他「TOPPAN SDGs Statement」に掲げる目標値の達成度合いや、セグメント別連結営業利益の目標達成率等を投資効率の視点も踏まえ総合的に勘案して個人ごとの業績評価を決定しております。なお、当事業年度を含む連結営業利益の対前年伸び率の実績は、事業報告35頁の「当期実績」に記載のとおりです。
2. 社外取締役を除く取締役に対し、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とし、年額3億円を上限額として譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給しております。当該報酬は金銭債権(以下金銭報酬債権といいます。)とし、対象取締役は、本制度にもとづき当社から支給された金銭報酬債権(役員毎の固定額)の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとします。本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年30万株以内とし、その1株当たりの払込金額は、その発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定するものとします。また、本制度による当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本制度にもとづき発行または処分を受けた当社の普通株式(以下本株式といいます。)に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件としております。なお、当事業年度中に、本制度により交付した株式の状況は、事業報告55頁の「⑤当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況」に記載のとおりです。
3. 上記4)に記載する報酬等の内容は、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を踏まえたとうえで審議する「指名・報酬に関する諮問委員会」における答申内容を十分に斟酌したうえで決定されており、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものと判断しております。

⑤ 社外役員の当該事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況	果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	野間省伸	17/18 (94%)	—	経営者としての豊富な経験と幅広い識見を活かし、適宜発言を行っております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見を活かし、「指名・報酬に関する諮問委員会」のメンバーとして、経営から独立した立場からご意見を頂戴するなど、社外取締役としての監督機能を適切に果たしていただきました。
	遠山亮子	18/18 (100%)	—	大学教授としての豊富な経験と幅広い識見を活かし、適宜発言を行っております。	大学教授としての豊富な経験と幅広い識見や他社の社外取締役の経験を活かし、「指名・報酬に関する諮問委員会」のメンバーとして、経営から独立した立場からご意見を頂戴するなど、社外取締役としての監督機能を適切に果たしていただきました。
	中林美恵子	17/18 (94%)	—	政治経済およびグローバルに関する学識経験者としての高い識見を活かし、適宜発言を行っております。	政治経済およびグローバルに関する学識経験者としての高い識見を活かし、「指名・報酬に関する諮問委員会」のメンバーとして、経営から独立した立場からご意見を頂戴するなど、社外取締役としての監督機能を適切に果たしていただきました。
監査役	垣内恵子	18/18 (100%)	16/16 (100%)	弁護士としての経験を活かし、積極的に監査に必要な情報の入手および他の監査役との情報の共有に努め、独立、中立の立場から客観的な監査意見を表明しております。	—
	笠間治雄	18/18 (100%)	16/16 (100%)	検察庁における経験を活かし、積極的に監査に必要な情報の入手および他の監査役との情報の共有に努め、独立、中立の立場から客観的な監査意見を表明しております。	—
	河戸光彦	14/14※ (100%)	13/13※ (100%)	会計検査院における経験を活かし、積極的に監査に必要な情報の入手および他の監査役との情報の共有に努め、独立、中立の立場から客観的な監査意見を表明しております。	—

※2022年6月29日就任

5 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の額	213百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	483百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、トッパン・フォームズ(株)、Giantplus Technology Co., Ltd.、Toppan USA, Inc.、Toppan Leefung Pte. Ltd.、INTERPRINT GmbH、InterFlex Investment Holdings, Inc.、Toppan Speciality Films Private LimitedおよびPT. KARYA KONVEX INDONESIAは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

③ 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である財務に関する助言等を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性、独立性、監査役等とのコミュニケーション等を自ら定めた評価手続に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人の報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由

当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積の相当性などを確認し、必要な検証を行ったうえで、当期の会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの機動的な利益還元ができるよう、当社定款第47条の規定にもとづき、剰余金の配当等の決定を取締役会の決議によって行うこととしております。

剰余金の配当につきましては、中間配当および期末配当の年2回の実施を基本とし、各期の連結業績、配当性向、手元資金の状況、内部留保、今後の投資計画等を総合的に勘案したうえで、実施してまいります。具体的には、連結配当性向30%以上を目処に、配当水準の向上に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、企業価値の向上を達成するために、成長が見込まれる事業分野の拡大に向けた設備投資や研究開発にあてるほか、既存事業の効率化・活性化を含めた、長期的な視点から投資効率を高める施策にあててまいります。

以上

利益配当金のお知らせ

当社は、2006年6月29日の株主総会決議により、剰余金の配当等の決定を取締役会で行う旨の定款規定を設けております。

この当社定款規定にもとづき、2023年5月25日開催の当社取締役会におきまして、第177期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

「配当金領収証」は、来たる6月29日にお届出ご住所あてにご送付申しあげる予定でございますので、払渡期間内(2023年6月30日から2023年7月31日まで)にお近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で配当金をお受け取りください。

なお、口座振込ご指定の方には、6月30日付をもってご指定の口座にお振込み申しあげる予定でございます。

1. 期 末 配 当 金 1株につき 金24円
2. 効 力 発 生 日 2023年6月30日(金)
ならびに支払開始日

(注) 1. 事業報告中の記載金額は、単位未満切捨により表示しております。
2. 事業報告中の千株単位の株式数は、千株未満切捨により表示しております。

(ご参考)

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、株主還元方針の変更を決議いたしました。

(1) 株主還元方針の変更の理由

当社は、株主の皆さまへの安定的な利益還元と会社の持続的な成長を実現するため、各期の連結業績、手元資金の状況、内部留保、今後の投資計画等を総合的に勘案したうえで、還元の充実を行っていくことを基本方針としております。

従前の安定配当のみならず、機動的な自己株式取得を含めた総還元性向とすることが、株主の皆さまへのさらなる還元の充実につながるという考えにもとづき、定量的な目標水準を「配当性向30%以上」から、「総還元性向30%以上」とする方針へ変更することといたします。

なお、2023年5月16日に新中期経営計画を公表しましたが、本計画における2023年度から2025年度までの3ヶ年で総計1,000億円の自己株式取得方針を表明しております。

本方針に伴い、本中期経営計画期間における総還元性向は50%以上となることを想定しております。

(2) 株主還元方針の変更の内容(下線部は変更箇所)

変更前	各期の連結業績、配当性向、手元資金の状況、内部留保、今後の投資計画等を総合的に勘案したうえで、 <u>連結配当性向30%以上</u> を目処に、剰余金の配当等を決定いたします。
変更後	各期の連結業績、配当性向、手元資金の状況、内部留保、今後の投資計画等を総合的に勘案したうえで、 <u>安定的な配当に加え機動的な自己株式の取得により、連結総還元性向30%以上</u> を目安に利益還元を行います。

3. 内部統制システム構築の基本方針

I 基本方針

当社は、創業 100 周年にあたる 2000 年に、21 世紀のあるべき姿として「TOPPAN VISION 21」を策定いたしました。なかでも「企業理念」は、当社の企業活動の根幹を形づくる基本的な価値観を示すものであり、当社のあらゆる活動は、この「企業理念」にもとづいて実施しなければなりません。そのためには、すべての事業活動を自ら監視・統制する仕組みを構築し、経営環境の変化に対応した取り組みを継続的に実施することが重要です。

そこで、当社は以下のとおり当社および子会社の業務執行に関する体制および監査に関する体制を当社取締役会において決定し、この体制にもとづく活動を通じて「企業理念」の実現をはかってまいります。

II 業務執行に関する体制

1. 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保いたします。

取締役会は、法令、定款および「取締役会規則」に従ってこれを運営し、取締役は取締役会の決議にもとづいて職務を執行することにより、適法性を確保いたします。

また、監査役は、法令、定款および「監査役会規則」にもとづき監査を行うものとします。

当社は、子会社の取締役については、「関係会社管理規程」にもとづき職務の執行状況を把握し、適法性を確保いたします。

加えて、当社は、事業部門から独立した内部監査部門として経営監査室を設置し、定期的に当社および子会社における業務執行状況を監査し、その結果を当社および子会社の代表取締役、担当取締役ならびに監査役に随時報告します。

【運用状況の概要】

当社では、当期、取締役会が 18 回開催され、「取締役会規則」に則った決議、報告が行われることにより、取締役会の監督機能が適切に果たされております。また、関係会社については、「関係会社管理規程」にもとづく当社への報告等に併せて経営監査室による監査を行うことにより、監督しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書・記録について、当該情報の主管部門が「トッパングループ情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ規程」にもとづき、適切に保存・管理いたします。

取締役および監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとします。

【運用状況の概要】

当社は株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類等取締役の職務執行に係る文書・記録について、法令および社内規程の定めにより、保存期間を設定のうえ適切に保存しております。

3. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社は、子会社の事業運営の独立性と自立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行の適正を確保するため、「関係会社管理規程」にもとづき、管理項目ごとに報告等の手続き方法を定め、報告を受けることとします。

【運用状況の概要】

「関係会社管理規程」に定められた管理項目ごとに本社の主管部門を定め、適切に管理しているほか、本社各部門で関係会社との連絡会を開催し、連携をはかっております。

4. 当社および子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

当社は、「危機管理に関する規程」にもとづき、年1回、グループ全体の危機管理を要するリスクの洗い出しと対応計画を策定し、適正に管理してまいります。その上で、危機管理を要するリスクごとに本社主管部門を定め、当該部門の担当取締役が個別リスクについての予防、回避、是正措置を講じる責任者となる、主管部門別危機管理体制を構築いたします。各担当取締役は、主管する事業上のリスクを適切に把握するとともに、そのリスクにもとづく重大な損失の危険の発生を未然に防止するための措置を当社および子会社に対して講じます。また、個別リスクに対応したマニュアルやガイドラインを作成し、教育等を通じてグループ全体でその周知徹底をはかってまいります。

万一、その損失の危険が経営に重大な影響を与えると判断される場合は、社長または副社長を責任者とし、監査役および弁護士等の社外有識者を加えた緊急対策本部をすみやかに招集し、事態の収拾をはかるものとします。

さらに、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を遮断するとともに、本社法務・知的財産本部を主管部門として弁護士や警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応するものとします。

【運用状況の概要】

危機管理を要するリスクの洗い出しと対応計画の策定は、事業部門毎に適切に実施されております。また、リスクマネジメントの取り組み状況とリスクアセスメントの実施状況については、定期的に取り締役会および監査役会に報告し、確認されています。

5. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会決議事項の決定ならびに各取締役の職務執行状況の監督等を行うとともに、経営の合理化・効率化をはかるため、代表取締役社長が指名した取締役・執行役員を構成員とする経営会議を、原則として毎月2回開催いたします。

また、目標管理を徹底し経営効率の向上をはかるため、当社および子会社の取締役から定期的な業績報告を受け、進捗の把握に努め、グループ全体の経営施策の実効性を高めてまいります。

【運用状況の概要】

当社は、当期、取締役会の前置機関となる経営会議を23回開催し、一定の意思決定を行うとともに、取締役会決議事項の事前審査を実施することにより、経営の合理化・効率化および迅速な意思決定に努めました。

6. 当社および子会社の従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本規程として「トッパングループ行動指針」を定め、この周知徹底をはかることで従業員の職務執行の適法性を確保いたします。そのために、当社の本社法務・知的財産本部内にコンプライアンス部を設置し、子会社の法務部門等と連携し、グループ全体の法令遵守と企業倫理の確立をはかってまいります。さらに、各職場における行動指針の浸透をはかるため、当社および子会社で行動指針推進リーダー制度を導入し、各職場での浸透活動を展開いたします。

また、内部監査部門である経営監査室にて、定期的に各事業部および子会社における業務執行状況を監査し、その結果を当社および子会社の代表取締役、担当取締役ならびに監査役に随時報告します。

さらに、法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うため、「内部通報規程」に従い「トッパングループ・ヘルプライン」を設置いたします。

【運用状況の概要】

当社および子会社の従業員への法令遵守の意識浸透をはかるため、当期は行動指針推進リーダーを対象に、「トッパングループ行動指針」遵守のための教育を全国で 38 回実施いたしました。また、独占禁止法等の規制法に関する教育を対象部門に実施するとともに、遵守状況について監査、ヒアリング等を行いました。

7. その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社社長会を定期的に開催し、情報の共有化をはかるとともに、グループとしてのコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努めてまいります。

また、当社および子会社による部門別会議を定期的に開催し、情報の共有化をはかり適正かつ効率的な業務遂行に努めます。

さらに、当社は方針説明会等により、グループ会社の経営方針および事業の状況について定期的な検討を行い、適正かつ効率的なグループ経営を実施いたします。

【運用状況の概要】

当期、関係会社社長会を 3 回開催し、情報の共有化とグループ全体のコンプライアンス体制の整備に努めました。また、子会社を含めた方針説明会を開催し、経営方針および事業の状況の報告を行うことにより、グループ全体の目標を共有化し、適正かつ効率的な経営を推進いたしました。

Ⅲ 監査に関する体制

1. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役が十分機能するよう、その運営実務を遂行するための補助機関として監査役室を設置し、監査役を補助する者として監査役スタッフを常置いたします。

【運用状況の概要】

監査役室には、監査役の指示にもとづき、業務を行う専任のスタッフが常置され、監査役の職務の補助にあたっています。

2. 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する監査役スタッフは専任とし、取締役からの指揮命令に属さないものとしま

す。

また、監査役スタッフの人事処遇にあたっては、監査役会の意見を尊重いたします。

【運用状況の概要】

監査役室のスタッフは、監査役の指示にもとづき、監査役の補助にあたっております。また、監査役スタッフの人事処遇については、監査役会の意向にもとづき、決定されております。

3. 監査役を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、「監査役監査基準」を策定し、監査役は、監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒処分等に対して同意権を有しております。

また、当該基準に従い、監査役スタッフは、監査役からの指示にもとづき、社内の各種重要な会議に出席し、情報の把握に努め、また、監査役の指示にもとづき、業務執行部門に対して報告を求めることができますものとしします。

【運用状況の概要】

監査役室のスタッフは、当社の監査役の指示のみに従い、各種会議への出席等を通じて情報収集を行い、監査役の監査を補助しております。

4. 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うとともに、法令の定める事項のほか代表取締役との協議により定めた報告すべき事項について、取締役から報告を受けるものとしします。

また、監査役会は、いつでも取締役および従業員に対して事業の報告を求めることができますものとしします。さらに、常任監査役は「トッパングループ・ヘルプライン」により、従業員から直接内部通報を受けるものとしします。

【運用状況の概要】

監査役会は定期的に代表取締役と経営課題、監査の状況等について意見交換を行いました。また、当期は16回開催された監査役会において取締役および従業員から職務執行における報告を受けております。

5. 子会社の役員および従業員から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

監査役会は、主要子会社の監査役をメンバーとしたトッパングループ監査役会を定期的に開催し、各社の監査役と情報を交換し、情報共有をはかっています。また、必要に応じて子会社の取締役および従業員から直接報告を求めることができますものとしします。

さらに、監査役会は、「関係会社管理規程」に則り、各子会社から報告を受けた当社取締役および従業員からも報告を求めることができますものとしします。

加えて、当社の内部監査部門である経営監査室は、各子会社を監査した結果を、監査役に定期的に報告するものとしします。

常任監査役は、「トッパングループ・ヘルプライン」により、子会社役員、従業員等から直接内部通報を受けるものとしします。

【運用状況の概要】

子会社の情報については、当該子会社を管轄する事業部門から随時報告を受けています。また、必要に応じて、子会社の監査役および取締役・従業員から直接報告を受け、さらに子会社

への往査の過程で情報収集を図っています。

6. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、「内部通報規程」を策定し、トッパングループの役員、従業員等が、「トッパングループ・ヘルプライン」を通じて内部通報を行い、その通報が客観的な合理的根拠にもとづき誠意あるものであると判断した場合、当該通報を理由として通報者に対する不利益な取扱いを行わず、かつ当該通報行為に対する報復行為や差別行為から通報者を保護するものとします。

【運用状況の概要】

監査役宛ての内部通報において、通報者が通報したことを理由として不利益な取り扱いがされないことがないよう細心の注意が払われており、同制度は適切に運用されています。また、内部通報以外の報告においても、同様の取扱いが為されています。

7. 監査役職務の執行について生ずる費用または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用について、予め予算を計上できるものとし、また、緊急または臨時に支出した費用については、事後的に会社に請求できるものとし、ます。

【運用状況の概要】

当社の監査役職務の執行に伴って発生する費用に関し、前払いまたは償還の手続きを定め、適切に運用しております。

8. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性や効率性について監督するものとします。

さらに、監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的な会合をもつなど、緊密な連携をはかるものとします。

また、必要に応じて、弁護士等その他外部の専門家の意見を聞き情報交換を行うなど、連携をはかることができるものとします。

【運用状況の概要】

当社の常勤監査役は、経営会議（当期 23 回開催）に出席し、経営の適法性、効率性について監督しております。さらに、監査役は、会計監査人および経営監査室と四半期毎に定期的な情報交換を行い、監査の実効性の向上に努めております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社においては、当社の社会的使命を十分に理解し、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役就任し、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定に携わることが、当社および当社株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式の大規模買付けがなされた場合にこれを受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えております。

一方で、大規模買付け行為の中には、株主の皆さまが適切に判断を行うために必要な情報が十分に提供されない場合や、その目的などからみて、企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合も想定されます。

当社は、当社株式の大規模買付けを行おうとする者に対しては、株主の皆さまが適切な判断を行うために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて、取締役会の意見等を表明・開示し、株主の皆さまの検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法、その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じることといたします。

なお、取締役会の意見等の表明・開示にあたっては、その内容の客観性・透明性を確保するため、独立性が担保された社外取締役・社外監査役で構成する特別委員会を設置し、取締役会として意見を諮問するとともに、取締役会は本委員会の答申内容を最大限尊重するものいたします。

2023年3月期

第177期 事業報告に係る附属明細書

凸版印刷株式会社

第 177 期 事 業 年 度（自 2022年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日）に関する附属明細書

1. 会社役員以外の会社の業務執行者との兼務状況の明細

(注) 1. 会社法施行規則第 128 条の事項に該当しないものは記載を省略しております。

1. 会社役員以外の会社の業務執行者との兼務状況の明細

区 分	氏 名	兼 務 する 他 の 会 社 名	兼 務 の 内 容
	金子 眞吾	タ マ ポ リ (株)	代表取締役
	大久保 伸一	(株) ト ッ パ ン ホ ー ル	代表取締役社長
		(株) 芸 術 造 形 研 究 所	代表取締役社長
	坂井 和則	(株) A r m o r i s	代表取締役社長
	黒部 隆	(株)トッパンフィナンシャルマネジメント	代表取締役社長
	野間 省伸	(株) 講 談 社	代表取締役社長
		(株) 武 蔵 カ ン ト リ ー 倶 楽 部	代表取締役社長

2023年3月期

第177期 計算書類

凸版印刷株式会社

第177期事業年度（自2022年4月1日
至2023年3月31日）に関する計算書類

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書

(3) 株主資本等変動計算書

(4) 個別注記表

(1) 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	634,407	流動負債	360,681
現金及び預金	227,506	支払手形	14,838
受取手形	8,019	電子記録債務	62,088
売掛金及び契約資産	206,622	買掛金	100,557
電子記録債権	31,731	関係会社短期借入金	107,158
有価証券	70,999	1年内返済予定の長期借入金	6,000
商品及び製品	29,782	リース債務	41
仕掛品	16,785	未払金	23,490
原材料及び貯蔵品	7,235	未払費用	18,028
その他	37,369	預り金	1,833
貸倒引当金	△1,646	賞与引当金	8,252
		役員賞与引当金	89
		その他の引当金	5
		その他	18,297
固定資産	975,420	固定負債	195,876
有形固定資産	277,044	社債	50,000
建物	113,650	長期借入金	84,500
構築物	2,547	リース債務	43
機械及び装置	58,825	繰延税金負債	38,042
車両運搬具	259	退職給付引当金	19,011
工具、器具及び備品	8,421	その他の引当金	2,701
土地	78,247	その他	1,576
リース資産	72		
建設仮勘定	15,020	負債合計	556,557
無形固定資産	22,989	純資産の部	
特許権	11	株主資本	945,952
借地権	218	資本金	104,986
ソフトウェア	22,391	資本剰余金	117,758
その他	367	資本準備金	117,738
		その他資本剰余金	19
		利益剰余金	765,414
		利益準備金	17,514
		その他利益剰余金	747,899
投資その他の資産	675,386	固定資産圧縮積立金	6,824
投資有価証券	283,845	投資促進税制積立金	251
関係会社株式	378,610	別途積立金	400,200
出資金	35	繰越利益剰余金	340,623
関係会社出資金	964	自己株式	△42,206
関係会社長期貸付金	7,867		
前払年金費用	2,388	評価・換算差額等	107,317
その他	4,253	その他有価証券評価差額金	107,150
貸倒引当金	△2,578	繰延ヘッジ損益	167
		純資産合計	1,053,270
資産合計	1,609,827	負債・純資産合計	1,609,827

(2) 損益計算書

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

(単位 百万円)

売上高		802,638
売上原価		672,659
売上総利益		129,979
販売費及び一般管理費		123,072
営業利益		6,906
営業外収益		
受取利息	308	
受取配当金	23,821	
設備賃貸料	2,703	
その他	3,656	30,489
営業外費用		
支払利息	1,756	
解体撤去費用	2,234	
その他	1,707	5,699
経常利益		31,697
特別利益		
固定資産売却益	1,111	
投資有価証券売却益	54,759	
関係会社株式売却益	554	
貸倒引当金戻入額	1,462	
環境対策費戻入益	366	
特別退職金戻入額	3	
抱合せ株式消滅差益	152	58,409
特別損失		
固定資産除売却損	939	
投資有価証券評価損	1,474	
投資有価証券売却損	48	
関係会社株式評価損	10,351	
関係会社株式売却損	154	
減損損失	9,184	
特別退職金	5	22,158
税引前当期純利益		67,948
法人税、住民税及び事業税	16,034	
法人税等調整額	△1,284	14,750
当期純利益		53,198

(3) 株主資本等変動計算書

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

(単位 百万円)

	株 主 資 本											自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金								
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計			
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	投 資 促 進 税 制 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	104,986	117,738	3	117,741	17,514	7,373	164	400,200	302,278	727,532	△25,316	924,943	
当期変動額													
固定資産圧縮積立金の取崩						△548			548	-		-	
投資促進税制積立金の積立							86		△86	-		-	
剰余金の配当									△15,316	△15,316		△15,316	
当期純利益									53,198	53,198		53,198	
自己株式の取得											△16,971	△16,971	
自己株式の処分			16	16							80	97	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)													
当期変動額合計	-	-	16	16	-	△548	86	-	38,344	37,882	△16,890	21,008	
当期末残高	104,986	117,738	19	117,758	17,514	6,824	251	400,200	340,623	765,414	△42,206	945,952	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	179,423	△107	179,316	1,104,260
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				-
投資促進税制積立金の積立				-
剰余金の配当				△15,316
当期純利益				53,198
自己株式の取得				△16,971
自己株式の処分				97
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△72,273	274	△71,998	△71,998
当期変動額合計	△72,273	274	△71,998	△50,990
当期末残高	107,150	167	107,317	1,053,270

(4) 個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの

…時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）

②市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法

③投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

…組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

……時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品及び仕掛品……個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原 材 料……移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品……最終仕入原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）…… 定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………8～50年

機械及び装置……………2～10年

無形固定資産

（リース資産を除く）…… 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費……支出時に全額費用として処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金…… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金…… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

1. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(確定給付企業年金制度については1年、退職一時金制度については12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

7. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 製品及び商品の販売に係る収益認識

国内販売においては主に顧客に製品又は商品が到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

(2) 一定期間にわたって支配が移転する取引に係る収益認識

BPOサービス、ソフトウェア・コンテンツの受注制作業務及びスペースデザイン・施工業務等について、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主に各報告期間の期末日までに発生した実際原価が、予想される総原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約の初期段階等、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

(3) 代理人取引に係る収益認識

顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引(顧客に移転する財又はサービスの支配を獲得せず、これらの財又はサービスを手配するサービスのみを提供している取引)については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(4) 有償支給取引に係る収益認識

有償支給した支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識しております。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

(5) 有償受給取引に係る収益認識

原材料等の仕入価格を控除した純額で収益を認識するとともに、当社に残存する当該支給品について棚卸資産を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を適用しております。ただし、為替予約の一部については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権債務及び外貨建予定取引
金利スワップ	社債及び借入金

(3) ヘッジ方針

主として、当社の経理規程附属細則に定めている「金融商品リスク管理」及び「金融商品リスク管理ガイドライン」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして有効性の判定を行っております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件に該当すると判定される場合には、有効性の判定は省略しております。

9. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

II 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

III 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報につきましては、連結注記表「III 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

IV 重要な会計上の見積り

(固定資産の減損損失の認識の要否)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 277,044 百万円 無形固定資産 22,989 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「IV 重要な会計上の見積り」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(退職給付債務及び退職給付費用)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

退職給付引当金 19,011 百万円 前払年金費用 2,388 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「IV 重要な会計上の見積り」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

V 会計上の見積りの変更に関する注記

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数の変更

退職一時金制度に係る会計処理において、従来、数理計算上の差異の費用処理年数は13年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を12年に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

VI 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 603,573 百万円

2. 担保に供している資産

関係会社株式 注 10 百万円

注 関係会社の銀行借入金2,733百万円を担保するため、物上保証に供しております。

3. 保証債務

被保証者	保証金額	保証債務の内容
Toppan Leefung Pte. Ltd.	8,387 百万円	関係会社の借入金に対する保証
P.T. Plasindo Lestari	6,109 百万円	〃
InterFlex Investment Holdings, Inc.	5,007 百万円	〃
Toppan Interamerica Inc.	2,270 百万円	〃
P.T. Indonesia Toppan Printing	1,411 百万円	〃
熊本城観光交流サービス株式会社	517 百万円	〃
TOPPAN (THAILAND) CO., LTD.	334 百万円	〃
上海凸版有限公司	208 百万円	〃
GRAVITY GROUP IND. L.L.C	55 百万円	〃
計	24,302 百万円	

4. 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権 35,681 百万円

関係会社に対する短期金銭債務 80,005 百万円

※ 契約負債：6,437 百万円 含む

VII 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売 上 高 45,250 百万円

仕入高及び加工代等 254,658 百万円

営業取引以外の取引 23,235 百万円

2. 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、当社連結子会社である InterFlex Investment Holdings, Inc. の株式の超過収益力等を反映した実質価額が著しく低下したため行った評価損であります。

Ⅷ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 21,399 千株

Ⅸ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1,293 百万円
賞与引当金	2,523 百万円
減価償却費損金算入限度超過額	363 百万円
退職給付引当金	7,475 百万円
減損損失	11,761 百万円
投資有価証券評価損	1,417 百万円
関係会社株式	16,609 百万円
その他	4,538 百万円
繰延税金資産小計	45,983 百万円
評価性引当額	△20,549 百万円
繰延税金資産合計	25,434 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△46,640 百万円
固定資産圧縮積立金	△3,003 百万円
退職給付信託返還有価証券	△12,124 百万円
前払年金費用	△727 百万円
その他	△980 百万円
繰延税金負債合計	△63,476 百万円
繰延税金負債の純額	△38,042 百万円

X 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	タマポリ株式会社	東京都豊島区	472百万円	プラスチック製品の製造・販売	所有直接64.20%	材料の仕入製品の販売 資金の調達 役員の兼任 他	資金の預かり 注1	1,620百万円	関係会社短期借入金	24,300百万円
子会社	図書印刷株式会社	東京都北区	13,898百万円	出版・商業印刷物の製造・販売	所有直接100.00%	材料の仕入製品の販売 資金の調達 役員の兼任 他	資金の預かり 注1	2,693百万円	関係会社短期借入金	16,328百万円
子会社	株式会社トッパン フィナンシャルマネジメント	東京都台東区	150百万円	経理業務の事務受託	所有直接100.00%	経理業務の事務委託 ファクタリング 役員の兼任 他	ファクタリング 注2	17,979百万円	買掛金	22,400百万円

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注1 資金の預かりはCMS(キャッシュマネジメント・システム)による取引であり、取引金額は期中における増減額を記載しております。金利については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

注2 ファクタリング取引は、市場価格等を勘案した一般的な取引条件をもって決定しております。取引金額は期中における増減額を記載しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 秤権社 注1	東京都文京区	30百万円	不動産管理業	—	不動産賃貸借契約貸主	不動産賃貸借契約 注2	11百万円 注3	保証金敷金	8百万円

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注1 当社役員野間省伸が2023年3月31日現在、議決権の100.00%を保有しております。

注2 一般的な市場価格を勘案し、取引価額を決定しております。

注3 取引金額には消費税等を含めておりません。

XI 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 3,208円19銭
- 1株当たり当期純利益 160円81銭

XII 重要な後発事象に関する注記

(吸収分割による事業承継)

連結注記表「XII 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(持株会社体制への移行のための会社分割)

当社は、2023年3月9日開催の取締役会において、持株会社体制への移行に向けて2023年10月1日(予定)をいずれも効力発生日として、(i)当社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したTOPPAN株式会社(以下「TOPPAN」という。)を吸収分割承継会社とした吸収分割(以下「吸収分割①」という。)及び(ii)当社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したTOPPANデジタル株式会社(以下「TOPPAN デジタル」という。)を吸収分割承継会社とした吸収分割をすること(以下「吸収分割②」といい、「吸収分割①」と総称して「本吸収分割」という。)を決議し、2023年4月27日にそれぞれの承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

詳細につきましては、連結注記表「XII 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

(自己株式の取得)

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

詳細につきましては、連結注記表「XII 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

(自己株式の消却)

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

詳細につきましては、連結注記表「XII 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

XIII その他の注記

計算書類中の記載金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

2023年3月期

第177期 計算書類に係る附属明細書

凸版印刷株式会社

第 177 期 事 業 年 度（自 2022年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日）に関する附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

- (注) 1. 本附属明細書の百万円単位で記載している金額表示は、会社計算規則第 57 条第 1 項の規定により単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 会社計算規則第 117 条の事項に該当しないものは記載を省略しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位 百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建物	120,252	※1 9,301	8,090 (5,769)	7,812	113,650	252,095	365,746
	構築物	2,471	445	116 (39)	253	2,547	14,630	17,178
	機械及び装置	60,700	※2 16,605	5,402 (3,232)	13,078	58,825	306,282	365,107
	車両運搬具	131	197	8 (7)	61	259	1,178	1,437
	工具、器具及び備品	7,910	2,775	223 (68)	2,040	8,421	29,233	37,655
	土地	78,752	433	938	—	78,247	—	78,247
	リース資産	106	26	4	56	72	151	223
	建設仮勘定	10,563	※3 28,213	※5 23,757 (56)	—	15,020	—	15,020
	計	280,889	57,999	38,541 (9,173)	23,303	277,044	603,573	880,616
無形 固定 資産	特許権	7	5	0	2	11		
	借地権	218	—	—	—	218		
	ソフトウェア	15,255	※4 11,382	135 (11)	4,111	22,391		
	その他	371	—	0	3	367		
		計	15,853	11,388	135 (11)	4,117	22,989	

(注) 当期の減損損失額は、「当期減少額」欄に含めて記載し、当該減損損失の金額を()として記載しております。

(注) 増減額の主な内容と金額

※1	建物の取得	新潟工場	新ライン導入立上工事	2,663	百万円
※2	機械及び装置の取得	新潟工場	新ライン設備	6,403	百万円
		嵐山工場	ホログラム設備増強	1,167	百万円
※3	建設仮勘定の取得	新潟工場	新ライン導入立上工事	6,446	百万円
		新潟工場	新ライン2期導入立上工事	5,223	百万円
※4	ソフトウェアの取得	新経営管理基盤の構築		4,820	百万円
※5	建設仮勘定の減少	新潟工場	新ライン導入立上工事	8,385	百万円
		嵐山工場	ホログラム設備増強	1,242	百万円

2. 引当金の明細

(単位 百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	5,139	1,024	※1 1,937	4,224
賞与引当金	7,950	8,252	7,950	8,252
役員賞与引当金	135	89	135	89
※2 退職給付引当金	17,831	1,935	755	19,011
関係会社株式売却損失引当金	7,737	-	7,737	-
その他の引当金	3,269	5	567	2,706

(注)※1 貸倒引当金の当期減少額には、投資損失に関する当期減少額 1,462 百万円等が含まれています。

(注)※2 退職給付引当金は退職一時金制度に係る退職給付引当金であります。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位 百万円)

科 目	金 額	摘 要
運 賃	11,474	
貸倒引当金繰入額	590	
役員報酬及び給料手当	37,311	
賞与引当金繰入額	5,260	
退職給付費用	1,737	
減価償却費	4,448	
研究開発費	18,190	
その他	44,059	
計	123,072	

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

凸版印刷株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 林 礼 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻 井 清 幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 下 誠

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、凸版印刷株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第177期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されており、会社は、2023年3月9日開催の取締役会において、持株会社体制への移行に向けて会社分割することを決議し、2023年4月27日付で吸収分割承継会社との間で吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第177期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

凸版印刷株式会社 監査役会

常任監査役 萩原正敏 印

常勤監査役 久保蘭 到 印

社外監査役 垣内惠子 印

社外監査役 笠間治雄 印

社外監査役 河戸光彦 印

別紙 4

吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた
重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に
重要な影響を与える事象の内容

1. TOPPAN エッジ株式会社に対する吸収分割

甲は、持株会社体制への移行に向けて、甲を吸収分割会社、トッパン・フォームズ株式会社（現 TOPPAN エッジ株式会社）を吸収分割承継会社、効力発生日を 2023 年 4 月 1 日として、甲の情報コミュニケーション事業本部セキュア事業部が営む事業に関して有する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行いました。

2. TOPPAN デジタル株式会社に対する吸収分割

甲は、2023 年 10 月 1 日（予定）を効力発生日として、甲の DX デザイン事業部が営む事業に関して甲が有する権利義務の一部を、甲の完全子会社かつ分割準備会社として設立した TOPPAN デジタル株式会社（以下、「TOPPAN デジタル」）に対して承継させる吸収分割（以下、「TOPPAN デジタル吸収分割」）に係る吸収分割契約を 2023 年 4 月 27 日に TOPPAN デジタルとの間で締結いたしました。TOPPAN デジタル吸収分割は、本吸収分割の効力が生ずること及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件として実施される予定です。

3. 定款変更

甲は、本吸収分割の効力発生日と同日（2023 年 10 月 1 日）付（予定）で、甲の商号を TOPPAN ホールディングス株式会社に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する定款変更を行うことを 2023 年 3 月 9 日開催の取締役会で決議しております。当該定款変更は、2023 年 6 月 29 日開催予定の第 177 回定時株主総会において当該定款変更に係る議案が承認可決されること及び本吸収分割の効力が生ずることを条件として実施される予定です。

4. 自己株式の取得

甲は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の強化及び資本効率の向上を目的として、自己株式の取得を行うものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|-------------|---|
| ①取得する株式の種類 | 甲普通株式 |
| ②取得する株式の総数 | 21,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 6.40%） |
| ③株式の取得価額の総額 | 400億円（上限） |
| ④取得期間 | 2023年5月15日から2024年5月14日まで |
| ⑤取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

5. 自己株式の消却

甲は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

消却に係る事項の内容

- ①消却する株式の種類 甲普通株式
②消却する株式の総数 21,000,000株
(消却前の発行済株式総数に対する割合 6.01%)
③消却予定日 2023年5月24日
④消却後の発行済株式総数 328,706,240株

以 上